



療養費電子申請説明会

療養費給付金の請求は、「医療費のお知らせ」を使って、電子申請で！

電子申請が可能な給付金・・・「療養費」及び「医療費のお知らせ」を添付して、電子申請をご利用ください。

① 紙で請求する際にかかる経費（書類印刷、郵送料、事務所に持参の場合の交通費等）が不要になります！

② 曜日や時間を問わず、ご自宅で申請が完了します！

他にもこんな影響が・・・

■ 現在、ありとあらゆるものが値上がりしています。同様に事務費（給付するためにかかる経費・データ化費や書類保管料等）も年々上昇しています。電子申請いただいた場合の事務費は紙と比べて安値であるため、皆様が請求方法を変更（紙から電子へ）いただくことで全体の事務費を節約することができ、事務費と給付金は同じ財源（事業費）であるため、将来、給付水準の検討があった場合に影響があります。

今後とも電子申請による請求にご協力をお願いいたします。

注：ホームページにおける組合員認証について

互助組合ホームページにアクセスすると「安全ではありません」や、組合員認証で「ID・パスワード（全組合員共有）」を入力の際、「パスワードを変更してください」等の警告メッセージが表示される場合があります。メッセージは、セキュリティ機能による注意喚起のため表示されていると思われ、電子申請については厳重なセキュリティ対策のもと、管理されていますので安心してそのままご利用いただけます。

電子申請をご利用できない方へのお願い

・手帳や各種受給者証を所持されている方
・75歳の誕生日の医療費を請求したい方
・企業の健康保険（〇〇企業名）健康保険組合に加入している方等

上記の方等、紙の請求書で申請いただく場合最新の様式を使用し、医療機関の領収書に替えて、「医療費のお知らせ」（健康保険が発行）を添付しての請求にご協力をお願いいたします。

互助新聞で療養費を電子申請できると書いてあったけれど、やり方が分からなくて・・・。

電子申請ができれば療養費の明細を互助組合まで届けに行く手間が省けるのに・・・。

そう思っている方々に朗報です。県の担当者に直接申請方法を教えてもらう機会を設定しました。頼りになるご家族とご一緒に参加していただいても構いません。電子申請でお困りの方、是非ご参加ください。

互助組合では、令和9年度から支部の窓口業務を縮小して、療養費給付金の請求は順次「おしば集中事務センター」に移行していきます。できるだけ電子申請にご協力ください。

※電子申請では、領収書は利用できません。健康保険から発行される「医療費のお知らせ」か、マイナポータルから出力した「医療費通知情報」を添付します。

- | | |
|---------|--|
| 1 期 日 | 令和8年8月21日(金) 午前10時00分～11時30分 |
| 2 参加対象 | 退職組合員と家族 |
| 3 募集人数 | 20人程度(最少催行人数10人) |
| 4 参加費用 | 無料 |
| 5 申込方法 | ハガキ又はFAX 電話にて①講座名 ②氏名 ③年齢
④住所 ⑤電話番号（できれば携帯電話番号） |
| 6 申込期間 | 7月1日(水)～8月6日(木) |
| 7 会 場 | 富士教育会館 第2会議室 |
| 8 講 師 | 静岡県教職員互助組合 |
| 9 そ の 他 | スマホ・筆記用具をご持参ください。 |

主催 静岡県教職員互助組合富士支部

〒417-0801 富士市末広19-8 教職員互助組合富士支部

TEL 0545-35-7700

FAX 0545-35-7711